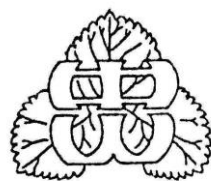


令和8年度
学校いじめ防止基本方針



八王子市立中山中学校

はじめに

いじめは人間の尊厳を踏みにじり、被害者の心に一生消えない傷を負わせるだけでなく、自尊感情を失わせ、人間不信を招き、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

そのため、いじめへの対応は、本校において最重要課題の一つであるにとらえ、全校を挙げて問題の克服に取り組まなければなりません。そのため、生徒を取り巻く大人一人一人が、「いじめは決して許されない」「いじめはどの児童・生徒にもおこりうる」との認識のもと、いじめの防止・解決に向けた確固たる指導体制を確立することが必要です。そして何よりも大切なのは、いじめが起きない教育活動を展開することです。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第12条の規定および国のいじめ防止等のための基本的な方針、さらに八王子市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

この「基本方針」では、いじめの防止等の取り組みを、学校全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての生徒たちの健全育成及びいじめのない学校の実現に向けた方針の柱としています。

1 いじめ防止のための基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係のある生徒から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等によるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている生徒がいじめだと感じているものはいじめとなる。
- ※ 「いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議（平成25年6月）」抜粋
いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

この付帯決議の趣旨は、もし、生徒本人が苦痛を感じていない場合であっても、いじめに該当する事例はあり得るということである。この趣旨を踏まえ、本校のいじめ問題対策委員会では、加害生徒の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する場合もある。

- ※ いじめの定義にかかる用語の解釈および留意点については「八王子市いじめ防止基本方針」「国の基本方針」を参照のこと

(2) いじめの防止等に対する基本的な考え方

いじめは決して許されないことであり、また、どの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。そのため、教師がいじめの兆候をいち早く把握するとともに問題を全教職員で共有し、解決に向けて迅速に対応する必要がある。また、いじめは重大な人権侵害行為であるという認識を学校や社会は明確にもつことが大切である。

また、加害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携の下、当該生徒が抱える問題の解決を図る。

さらに、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進していく。

2 学校全体の取り組み

(1) 校内の体制

いじめの防止等の体制を学校全体で行える組織を編成し、運営する。

① 生活指導部会及び校内委員会

- 校内必置分掌として生活指導部を置き、管理職及び生活指導主任、各学年の生活指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。
- 生活指導部会を週に一度定期に開催し、校内の生活指導上の課題に関する情報交換、情報共有、指導内容等の協議を行う。
- 生徒の生活指導及び特別な支援に関する問題において、管理職、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、当該学年及び学級担任を構成員とする校内委員会を必要に応じて開催し、情報共有と対応について協議を行う。

② いじめ問題対策委員会

- いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、校内に「八王子市立山中中学校いじめ問題対策委員会（以下、「対策委員会」という）」を設置する。
- いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。
- 入学時・各学年の開始時における生徒、保護者、地域、関係機関等への基本方針の内容を説明する。

委員の構成

管理職、生活指導部主任、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年主任。
必要に応じて外部機関(スクールソーシャルワーカー・子ども家庭支援センター・児童相談所・警察等)と連携の下、生徒が抱える問題解決を図る。

会議の開催

定例会を原則毎週開催し、個々のいじめやいじめの疑いのある事案について現状と対応の進行状況を確認し、今後の対応策を協議する。また、学校いじめ防止基本方針を適時点検し、必要に応じて改訂を行う。

(2) いじめの未然防止について

生徒が互いに尊重し合い高め合い、いじめを許さない集団作りを行う。

① 授業や道徳の時間等における他人を尊重する態度の育成

アクティブラーニングを取り入れた教科指導又は道徳指導を行い、生徒が主体的に参加し、仲間と深く考えながら課題を解決することで、他人を尊重する態度を養う。

② 校訓に基づいた学校・学年・学級づくりの推進

本校の校訓である「自主・創造・協力」のもと、生徒達がよりよい学校生活を築くために、諸課題を見出し、これを自主的に取り上げ、解決する力、すなわち自治的能力を育む。そのために、生徒会を中心とした委員会活動、行事での実行委員、その他生徒の自治的組織の強化を図る。

- ③ いじめ防止に関する生徒の意識の醸成
 道徳の時間や学級活動などで、「いじめに関する授業」を実施する。その際、都教育委員会が作成した「いじめ防止教育プログラム」やDVD「STOPいじめあなたはだ
 いじょうぶ？」を活用する。
- ④ 情報モラルに関する指導の充実
 ここ数年、SNS等による生徒間のトラブルが増加しており、本校では安全指導や
 「特別の教科道徳」の時間で情報モラルに関する題材を取り上げ、ネットの正しい
 使用方法を理解させる。また、本校で作成した「SNS中山ルール（平成27年度）」
 を活用し、生徒へ呼びかける。

SNS中山ルール	
家庭	★フィルタリングをつけよう ★家庭みんなでルールを決めて、しっかり守ろう
生活	★1日に使う時間を決めて、家族と過ごす時間を増やそう
時間	★寝る30分前は使用しないようにしましょう

- (3) いじめの早期発見について
 日頃から生徒の発する「心のサイン」を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。
- ① あいさつプラス一言運動
 教員自ら生徒へあいさつをし、一言話しかけることで、生徒理解を深めるだけでなく、生徒の心の変化をいち早く察知し、いじめの早期発見につなげる。
- ② 「心の週間」（生徒と教員との個別面談）の実施
 学期毎に「心の週間」を行い、生徒の悩みや生徒間のトラブルを早期に発見するよう努める。
- ③ 「いじめ・いやがらせアンケート」の実施
 学期毎に「いじめ・いやがらせアンケート」を行い、いじめの早期発見に努める。
- ④ 校内の巡回
 複数の教員が休み時間に校舎や校庭を巡回し、問題行動の防止や早期発見に努める。
- ⑤ スクールカウンセラーによる全員面接
 生徒が戸惑うことなく、スクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、1年生を対象に、入学当初に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ⑥ 子ども見守りシート
 家庭で気になる些細な変化やいじめ発生後の様子について、「子ども見守りシート」に記入し、学校へ提出する。学校は提出を受け、内容を確認した上で、保護者と連携し、事態の改善を図る。 ※家庭からの相談はチェックシート提出にかかわらず随時行う。
- ⑦ いじめ発見チェックシート
 全教員でいじめ発見のチェックシートを実施し、いじめ問題対策委員会にて情報を

共有し、必要に応じて生徒に聞き取りを行う。チェックリストを作成し・共有して全教職員で実施する。

【いじめ発見のチェックシート】

1 表情・態度

- 笑顔が無く沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- けがの原因を曖昧にする。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- 服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・言動

- 他の子供から、言葉かけを全くされていない。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 職員室や保健室の付近でうろろしている。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 家から金品を持ち出す。
- 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れてない。
- 友達から不快に思う呼び方をされる。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。
- よくけんかが起こる。
- 付き合う友達が急に変わったり教師が友達のことを聞いたりすると嫌がる。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

- 教師と視線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師と関わろうとせず、避けようとする。

<人権教育プログラム（学校教育編）平成28年3月 東京都教育委員会より>

(4) いじめ問題への対応に関すること

いじめ事案への対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、外部機関、教育委員会との連携の下、当該生徒が抱える問題解決を図る。

いじめ問題への対応は、発生から時間が経つほど解決が困難になる。よって、いじめと確定できなくても、「いじめ」ではないかと判断した場合には、速やかに対応を始める。

- ① いじめを受けた又は受けているであろう生徒への聞き取り
いじめを受けていることが判明した場合又はいじめを受けているであろうと判断できる場合、被害生徒から事情や心情の聞き取りを行う。
- ② いじめを受けた生徒及びいじめを報告した生徒の安全確保
いじめを受けた生徒及びいじめを報告した生徒の安全確保を最優先する。
- ③ いじめを受けた生徒が信頼する生徒への聞き取り
いじめを受けた生徒が信頼できる生徒がいる場合は、いじめの事実や状況などの聞き取りを行う。その後、加害生徒らへの事情や心情等の聞き取りを行う。
- ④ いじめを行った生徒に対しての指導
いじめを行った生徒に対し、速やかにその行為をやめさせ、事実確認とその行為の重大さを認識させるための継続的な指導を行う。
- ⑤ いじめに同調した生徒又は見ていた生徒に対しての指導
いじめの傍観者になっていた生徒に対して、傍観することはいじめに加担することになるということを考えさせ、そのような行為がいじめを受けている生徒の苦痛を増すだけでなく、孤立感や孤独感を強め、人間不信の原因となることを理解させる。見ていた生徒については、事実を速やかに大人に報告しないことは、いじめをよりエスカレートさせることを認識させ、今後はいじめを見た場合、すみやかに大人に報告するよう指導する。
- ⑥ 被害生徒の保護者に対しての連絡
事実を報告し、生徒（我が子）の話に耳を傾け、家庭でも具体的な事実や心情を聞くよう促し、問題解決に向けた学校の方針への理解と協力を求める。
- ⑦ 加害生徒の保護者に対しての連絡
事実を報告し、学校は被害生徒を全力で守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。事実を冷静に確認し、生徒の心情を十分に聞くよう促し、場合によっては家庭での指導を促す。
- ⑧ 教育委員会及び外部機関への連絡
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合、速やかに八王子市教育委員会及び所轄警察署等と連携し対応する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめにより被害を受けた当該生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じること、又は疑いが認められる場合をいう。

※重大事態の例

- 生徒が自殺を意図した場合
- 生徒の身体に重大な被害が生じた場合
- 生徒の金品等に重大な損害が生じた場合
- 生徒の精神に疾患を発症した場合
- 学校を長期に欠席することが余儀なくされている事態になった場合

(2) 重大事態への対応

- 重大事態と思われる案件が生じた場合、速やかに八王子市教育委員会に報告するとともに、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合は警察署へ通報する。
- いじめを受けた生徒に対して聞き取りができない場合、被害生徒の保護者の要望・意見を十分に考慮し、迅速に当該保護者と協議の上、在籍生徒や教職員に対する質問紙（アンケート等）による調査や聞き取りを行う。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーの配慮の上、正確で一貫した情報提供に努める。

4 いじめ防止のための年間計画

月	情報収集・生徒理解	指導・啓発	会議・研修	いじめ問題対策委員会
4月	・スクールカウンセラーによる全員面接（1年）	・あいさつ運動① ・学級活動にて基本方針の内容を説明 ・学校運営協議会にて、基本方針の内容を説明 ・保護者会にて基本方針の内容を説明	・職員会議で基本方針の確認 ・校内研修会①	・基本方針の確認 ・春季休業明けの生徒の状況 ・新しい学級での気になる人間関係
5月	・心の週間① ・担任による全員面談（～6月）	・セーフティ教室（SNS等によるトラブル防止について） ・道徳の時間及び学級活動における指導①		・連休明けの生徒の状況 ・心の週間まとめ ・いじめいやがらせアンケートの内容を検討
6月	・いじめいやがらせアンケート① ・QUアンケート	・ふれあい月間① ・安全指導（ネットモラル）	・アンケート結果について	・アンケート結果の共有 ・指導や対応を検討 ・アンケート結果に基づく指導状況の確認
7月	・三者面談	・八王子命の大切さを共に考える日の講話 ・SOSの出し方教育 ・道徳の時間及び学級活動における指導②	・校内研修会② ・夏季休業前後の生徒の状況把握について	・アンケート結果に基づく指導状況の確認 ・夏季休業終了前の生徒の状況把握について
8月			・QUを活用するための校内研修	・夏季休業明けの生徒の状況
9月	・心の週間② ・教員による面談	・あいさつ運動② ・いじめ防止プログラム ・道徳の時間及び学級活動における指導③		・心の週間まとめ
10月	・QUアンケート	・道徳の時間及び学級活動における指導④		・学校行事前後の学級及び生徒の状況
11月	・いじめいやがらせアンケート②	・ふれあい月間②	・アンケート結果について	・アンケート結果の共有 ・指導や対応を検討 ・アンケート結果に基づく指導状況の確認
12月	・二者面談	・道徳の時間及び学級活動における指導⑤	・基本方針の評価・反省 ・QUを活用するための校内研修 ・冬季休業終了前の生徒の状況把握について ・校内研修会③	・アンケート結果に基づく指導状況の確認 ・冬季休業終了前の生徒の状況把握について
1月	・心の週間③ ・教員による面談	・あいさつ運動③		・冬季休業明けの生徒の状況 ・心の週間まとめ
2月	・いじめいやがらせアンケート③	・ふれあい月間③	・アンケート結果について	・アンケート結果の共有 ・指導や対応を検討 ・アンケート結果に基づく指導状況の確認
3月		・道徳の時間及び学級活動における指導⑥	・春季休業終了前の生徒の状況把握について	・アンケート結果に基づく指導状況の確認 ・春季休業終了前の生徒の状況把握について ・年度評価、次年度計画